

## 和歌山 LCDE 更新規定

1. 認定期間：5年
2. 認定更新の条件：以下の条件を満たすこと。
  - ① 資格取得後5年間のうち、2年間以上は実際に糖尿病療養指導に従事していること。
  - ② 5年間で最低30単位以上の研修単位を取得すること。ただし、このうち最低1回のWLCDE講習会(受験者用講習会および更新者用講習会)への参加が必要である。
  - ③ 日本糖尿病協会の会員であること。(和歌山県糖尿病協会または和歌山県内の友の会<分会>への入会が望ましい)
  - ④ CDEJ取得者はCDEJ資格を保持している限り、WLCDEの単位を取得しなくても更新することができる。
3. 以下に単位が取得出来る講演会・講習会・研究会等と取得単位数を示す。
  - ① WLCDE講習会は2019年度から15単位とする。
  - ② 日本糖尿病学会年次学術集会及び地方会、糖尿病学の進歩、日本糖尿病教育・看護学会年次集会、日本病態栄養学会年次集会、日本糖尿病眼学会、日本糖尿病合併症学会、日本糖尿病協会近畿地方会、日本糖尿病療養指導学術集会、日本糖尿病情報学会年次学術集会、日本くすりと糖尿病学会学術集会の参加は5単位とする。
  - ③ 糖尿病に関連する論文等執筆者に対しては、筆頭者のみ5単位とする。
  - ④ 和歌山県糖尿病協会が関与する啓発活動への参加に対し1回目に限り5単位を認める。  
同協会が関与する活動：サマーキャンプ、壺型の集い、歩こう会、座談会等でその主催者が発行した参加証明書(様式5)が必要。
  - ⑤ 和歌山インスリン治療懇話会への参加は5単位とする。
  - ⑥ 糖尿病講演会・講習会・研究会等は最低1時間の講演・講習時間が必要で、更新単位は30分0.5単位として計算する(上限あり3単位)。  
講演会・講習会・研究会等は、和歌山県外(大阪・奈良・兵庫・京都等)でも糖尿病に関するものなら有効とする。  
※ただしプログラムだけでなく参加証明書を必要とする。(主催者側で発行していない場合は当会のホームページより「参加証明依頼書<様式6>」をダウンロードし、当日主催者または共催者の印またはサインを貰い提出すること。)
  - ⑦ 学会および研究会での発表者は3単位を追加する。(プログラム等の発表が証明できる書類を添付)
  - ⑧ 日本糖尿病協会が開講するeラーニング(1コンテンツあたり1単位、修了証を提出する)

4. 単位取得を証明する受講票等は、A4 用紙に一覧表を作成し、参加証等の証明できるものを添付する。講演会、学会などの参加証明書類はコピーでも可とする。
5. 特別な事情があり更新が不可能となった場合、その事情を記した書類を添付して、認定期間の延長を申請することができまる。延長の申請は1年毎に2回まで、最大で2年間延長できる。但し、更新後の認定期間は1年延長で4年間、2年延長では3年間とする。
6. 更新認定：更新申請書をもとに認定委員会が認定する。
7. 更新手数料を 3000 円とする。

改訂履歴 2013年10月27日 改訂

2015年 7月18日 一部改訂

2019年 3月10日 一部改訂（変更は2019年度から適用する）